

## 施策案に対する意見等の概要と意見等に対する市の考え方

番号	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
1	提言は「ADR(裁判外紛争解決手続)相当の制度」創設です。	市役所は公共の行政サービスを提供する行政機関であり、業務として人権侵害等に対する紛争解決を行うことは想定されていません。よって、ADR相当の制度を設置したとしても、法的な専門知識を持った職員が少なく、紛争の中立的役割を果たすことは難しいと考えております。 人権侵害行為の被害に関する相談等につきましては、その態様に応じた相談先をご案内いたします。
2	人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例は重要で大事な条例であることは間違いないが、むずかしいのは条例を定めたからいいという問題ではなくその中身、実態がどうなっているかである。太田市だけの問題ではないのかもしれないが、各市町村、具体的人権侵害があるにもかかわらず、なかなか解決できないのが実態だと思う。第12条にあるように意見の申立てを行うことができ、市は申立てを受けたときは国、地方公共団体及び関係団体等と連携し、その解決に努めなければならないとあり、大変だと思うが、どのくらい真剣に受け止め、できるかがカギとなり、ただ人権尊重をさげふだけではなく真の差別をなくす社会に向かって努力することがのぞまれます。一番大切な事がなかなかすまない解決されないのが実態では。	人権侵害の解消には、関係者一人ひとりの正しい知識の習得が必要と考えておりますので、引き続き正しい知識の周知啓発を行います。また、具体的な人権侵害等の相談に対しては、解決のため相談者の状況に応じた対応に努めます。